

# 令和5年度教育フォーラム傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県教育委員会が主催する教育フォーラムの傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 原則として事前に申込みを行わない者は会を傍聴できない。

2 傍聴しようとする者は、所定の時間に申込時の氏名にて Zoom に入室しなければならない。

3 前項により会を傍聴しようとする者は、係員の指示に従わなければならない。

(参加することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、参加することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) その他会の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(会を傍聴する者の守るべき事項)

第4条 会を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 教育フォーラム傍聴中は「ミュート」にし、会の進行の妨害をしないこと。

(2) 質疑応答の際に質問する場合は、Zoomの「チャット」機能を使用することとし、マイクで発言しないこと。

(3) 「チャット」のメッセージは質疑応答の際に適宜紹介するものとするが、進行時間に応じて紹介できない場合があることを了承すること。

(4) 会の撮影及び録音をしないこと（報道関係者が主催者の許可を受けた場合を除く）。

(5) 傍聴に必要な URL 等の他者への転送は行わないこと。

(会を傍聴している者の退場)

第5条 会を傍聴している者は、この規定に違反し、主催者から退場を命じられた場合には、速やかに退場しなければならない。